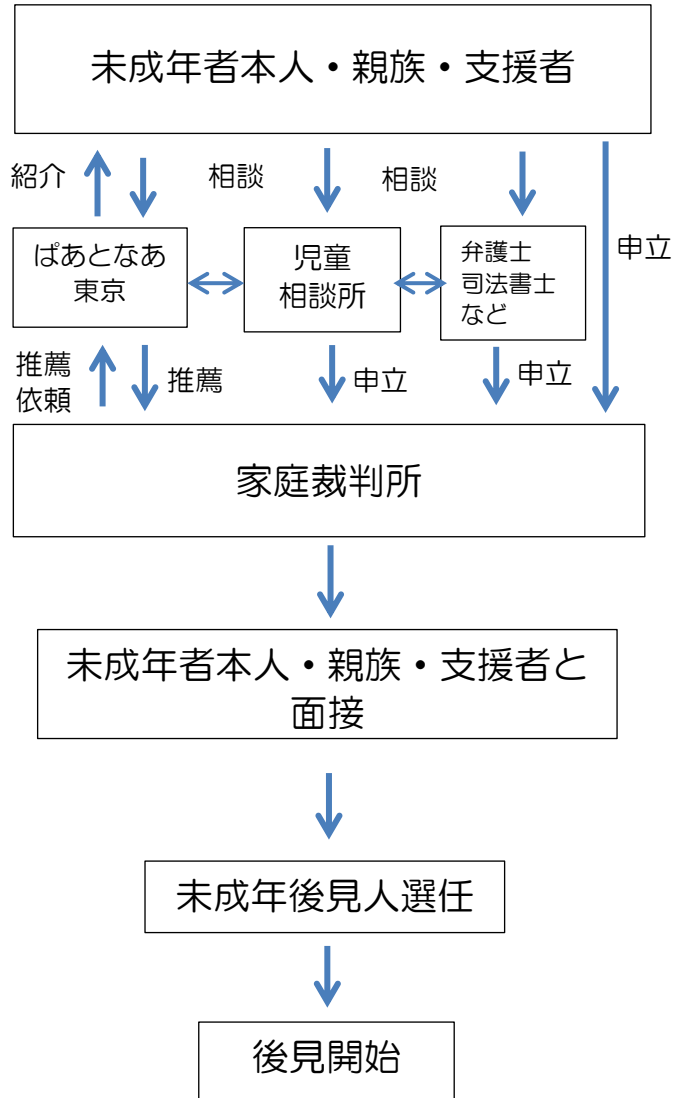
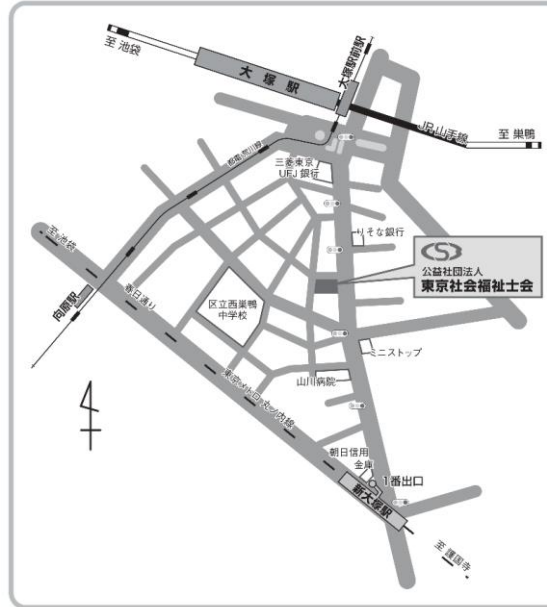


申立から選任までの流れ



当会へのご質問、お問い合わせは
下記までお願いします



公益社団法人 東京社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ東京

〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-43-11
福祉財団ビル5階
電話：03-5944-8680
FAX：03-5944-8467
E-mail：partnerjimu@tokyo-csw.org
<http://www.tokyo-csw.org>

未 成 年
後 見



CSW
TOKYO

公益社団法人
東京社会福祉士会
Tokyo Association of Certified Social Workers

権利擁護センターぱあとなあ東京

未成年後見制度とは

親権者の死亡・行方不明などにより親権者が不在となった場合、それを放置しておく、未成年者が十分な監護や教育を受けられなかったり、財産が失われてしまうおそれがあります。

このような場合、親権者に代わって未成年者の監護や教育を行ったり財産を管理する未成年後見人が家庭裁判所によって選任され、未成年者を法律的に保護し、支えるための制度です。

親権を行う者がいなくなるとは…

- 親権者である両親がともに亡くなったとき
- 両親が離婚し、一方の親が親権者であったが、その親が亡くなったとき(もう一方の親が自動的に親権者になることはありません)
- 親権者である親が未成年を虐待した等の理由で親権を失ったとき
- 親権者である親が重度の認知症などで後見開始の審判を受けたとき

未成年後見人が必要な理由

未成年者の両親が亡くなったようなときには親族が面倒をみるのがよくあります。

しかしこれらの親族は未成年者の法定代理人ではないため、未成年者が法律行為をするとき(両親の財産を相続する、学校の入学等の契約、携帯電話の契約など)に、未成年者の法定代理人として代りに契約を行うことはできません。

そのために未成年者の法定代理人となる者として未成年後見人が必要となります。

未成年後見人の役割

身上保護

未成年後見人は未成年者の親代わりとなるわけですから、未成年者が成人に達するまで、適切な衣食住を確保し、その生活や教育、就労などについて助言等を行います。

財産管理

未成年者は単独で契約等の法律行為ができません。未成年者が行う法律行為に同意をしたり、預貯金の取引などの法律行為を代理で行います。また、未成年者が同意を得ずに行った行為を取り消すことで未成年の財産を守ります。

未成年後見人の報酬

未成年後見人は家庭裁判所に対して一年に一度の定期報告義務があり、その際に報酬付与の申立てをすることで、未成年者の財産から家庭裁判所の決めた報酬額を得ることができます。また、多くの未成年者は資産がないため、国等による未成年後見制度利用支援事業によって補われることがあります。

東京社会福祉士会の 未成年後見に対する取り組み

私たち東京社会福祉士会では、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもに対する権利侵害を防ぐ未成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

乳幼児期から成人に至るまで、それぞれの成長過程にある未成年者にとって、適切な財産管理の支援が提供されることとともに、身の回りの世話や教育を受ける権利が保障されるための身上保護はたいへん重要です。

人が生きていくということは、ひとりの人として尊重され、その人らしい考えを持ち、表現し、行動できることであると考えます。子どもには生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。

ソーシャルワーカーである社会福祉士は、本人の意思を尊重し、多様な価値観のもと、未成年者を支える支援関係者とネットワークを構築して未成年者を権利侵害から守り、成長を見守る職責を担っています。

東京社会福祉士会では、未成年後見人養成研修を行い、候補者名簿の中から未成年後見人候補者を家庭裁判所に推薦しています。また、子どもの権利が守られ、人として尊重されるために、フォローアップ研修などを継続して行い会員のスキルアップと資質向上に、会をあげて取り組んでまいります。